

共済さが

平成29年
9月号

No.355

平成29年
9月13日発行



江里山のヒガンバナ(小城市)
写真提供：(一社)佐賀県観光連盟

- ◆ 平成28年度の医療費の状況
組合員、家族医療費ともに減少し、前年度医療費より2.76%減 2
- ◆ 平成29年8月から育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変更されました 3
- ◆ 地共済年金情報Webサイトのご紹介 3
- ◆ 40歳以上の方、「特定健康診査」の受診はお済みですか? 4
- ◆ 「特定保健指導」を利用して「脱メタボ」を目指しましょう 4
- ◆ 平成28年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 5
- ◆ インフルエンザ予防接種助成のご案内 5
- ◆ 退職後の医療保険制度について 6
- ◆ 退職後の被扶養配偶者の年金加入について 6
- ◆ 共済組合の任意継続組合員制度について 7
- ◆ 遺族に支給される年金 8
- ◆ 平成29年10月から年金払い退職給付に係る基準利率
及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります 9
- ◆ ボーナスなどの臨時収入は断然お得な共済貯金へ! 10

平成28年度の医療費の状況

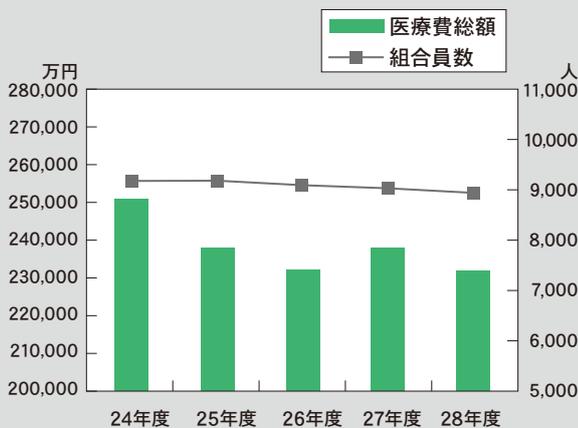
組合員、家族医療費ともに減少し、 前年度医療費より2.76%減

共済組合が平成28年度中に医療機関等に支払った医療費と高額療養費として給付した医療給付費総額は、23億1,440万円となり、平成27年度に比べ6,565万円、2.76%減少しました。

平成28年度の医療費の実績と前年度との比較 (表1)

区分	医療給付費総額(万円)			組合員1人当たり医療費(円)			受診率(%)			
	27年度	28年度	前年度比(%)	27年度	28年度	前年度比(%)	27年度	28年度	前年度比(%)	
本人	入院	37,358	37,819	101.23	41,407	42,161	101.82	0.89	0.85	95.51
	外来	47,142	46,222	98.05	52,253	51,530	98.62	54.70	52.39	95.78
	歯科	12,302	12,890	104.78	13,635	14,370	105.39	14.17	14.64	103.32
	調剤	24,044	21,545	89.61	26,650	24,019	90.13	—	—	—
	計	120,846	118,476	98.04	133,945	132,080	98.61	69.76	67.88	97.31
家族	入院	37,233	33,340	89.54	41,269	37,169	90.07	0.86	0.82	95.35
	外来	47,486	47,285	99.58	52,634	52,714	100.15	58.52	58.14	99.35
	歯科	9,875	9,755	98.78	10,946	10,875	99.35	11.88	11.84	99.66
	調剤	22,565	22,584	100.08	25,011	25,177	100.66	—	—	—
	計	117,159	112,964	96.42	129,860	125,935	96.98	71.26	70.80	99.35
合計	238,005	231,440	97.24	263,805	258,015	97.81	70.54	69.40	98.38	

医療給付費総額と組合員数の推移 (図1)

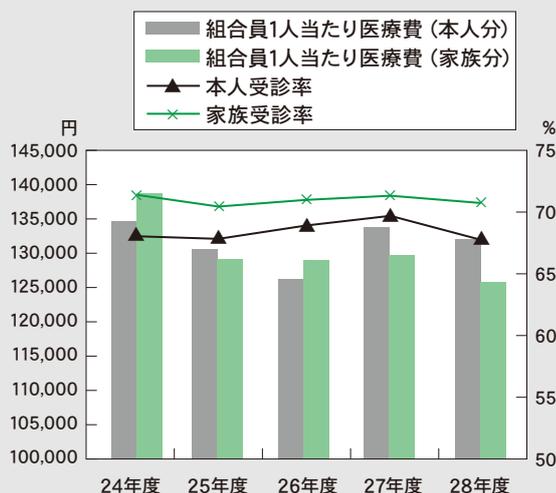


組合員1人あたりでは2.19%の減少

(表1)の医療給付費総額の診療区分別の状況から、平成28年度については、組合員本人の「歯科」が大きく増加しています。平成28年度の組合員1人当たり医療費では、組合員本人と家族の医療費の総額を組合員数で除して算出した額は258,015円となり、平成27年度より5,790円、2.19%の減少となりました。

(図1)の医療給付費総額と組合員数の推移では、組合員数は減少が続いております。また、医療給付費総額の推移では、27年度に増加した医療費が28年度からは再び減少に転じています。

組合員1人当たり医療費と受診率の推移 (図2)



受診率は、減少へ

平成28年度の受診率(1ヵ月100人当たりの受診件数)は、組合員本人が67.88%、家族が70.8%となっています。

(図2)の組合員1人当たり医療費の推移では、平成28年度は本人・家族とも減少しています。

また、5年間の受診率の推移をみると、組合員本人も家族も増加傾向であったものが平成28年度から減少しています。

健康寿命を延ばしましょう

健診で異常値が出たら医師に相談を

平成29年8月から **育児休業手当金・介護休業手当金** の 給付上限額が変更されました

◎育児休業手当金の給付上限相当額

育児休業開始から180日目までの期間（給付割合67/100の期間）

（現行） **12,927円** ⇨ （変更後） **13,622円**

181日目から育児休業手当金終了までの期間（給付割合50/100の期間）

（現行） **9,647円** ⇨ （変更後） **10,165円**

◎介護休業手当金の給付上限相当額

（現行） **14,207円** ⇨ （変更後） **14,992円**

地共済年金情報Webサイトのご紹介

地共済年金情報Webサイトでは、ご自身の加入履歴や年金見込額等について、24時間いつでも確認することができます。

●閲覧できる内容

- ① 年金加入履歴・加入期間
- ② 保険料納付済額
- ③ 標準報酬月額等
- ④ 年金見込額（※1）
- ⑤ 給付算定基礎額残高履歴

●利用できる方

組合員及び年金待機者

●利用時間

24時間365日

※1 年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与等をベースに、法律で定められた年齢での年金受給額を試算しているため、実際の金額と異なります。

なお、ご利用には事前登録が必要となりますので、下記の流れに従って本人登録をお願いします。

◆閲覧までのおおまかな流れ

- ① 地共済年金情報Webサイトにアクセス
<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>



- ② 利用申込み（※2）
（基礎年金番号・氏名・生年月日等入力）



（数週間程度）

- ③ ユーザID通知書の受領



- ④ ユーザID及びパスワードを入力して
ログイン

※2 住所や名前を変更された方で、共済組合に異動の届出をされていない方は利用申込みができませんので、変更の手続きをお願いします。



【相談窓口（Webサイト用）】

全国市町村職員共済組合連合会
年金部年金企画課

TEL03-5210-4607

9時～17時（土・日・祝日を除く）

40歳以上の方、「特定健康診査」の受診はお済みですか？

生活習慣病は自覚症状が少ないため、放置し続けた結果、いつの間にか命が危険な状態になっていることがあるため、サイレントキラー(沈黙の殺人者)ともいわれます。一方で、生活習慣病は早期に生活習慣を改善すれば予防できる病気でもあります。

「特定健康診査」(特定健診)は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの発見・予防のための健診です。今年度(平成29年4月1日以降)まだ受診されていない方は、必ず受診されますようお願いいたします。

・被扶養者の方へ

対象の方には「特定健康診査受診券」(受診券)を郵送しています。次のいずれかの方法で受診してください。

- ① 医療機関または健診機関での受診(受診券と一緒に一覧表を送付しています。)
 - ② 市町の集団健診での受診(受診券と一緒に日程表を送付しています。)
- ※ 受診券を使うと特定健診が無料で受けられます。
 - ※ 受診券の有効期限は平成30年3月31日です。
 - ※ 健診機関と集団健診の情報は、共済組合のホームページにも掲載しています。
 - ※ 予約が必要な場合があります。医療機関等に電話確認されることをお勧めします。

- 次のいずれかを受診した場合は、「特定健診」も受診したことになります。「特定健康診査受診券」によってさらに受診する必要はありません。

健診の種類	健診結果
共済組合が助成する人間ドック	人間ドックは特定健診検査項目を含む、多様な検査を実施するため、「特定健診」も受診したことになります。特定健診結果は健診機関から共済組合に送られます。「特定健康診査受診券」は破棄してください。
パート勤務先等で行う定期健康診断	パート勤務先等で定期健康診断を受診される方は、健診後、健診結果を受け取ったらそのコピーを共済組合へ提出してください。

- 被扶養者の資格を喪失した時は、「特定健康診査受診券」は使用できませんので、破棄してください。

「特定保健指導」を利用して「脱メタボ」を目指しましょう

対象者には、特定保健指導利用をご案内します。(無料で利用できます)

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された方は、生活習慣改善の支援として特定保健指導を受けられます。対象者には特定保健指導利用をご案内します。

特定保健指導では、6ヵ月間、医師や保健師等の専門家のアドバイスを受けながら、自分のペースで食生活や運動など生活習慣の改善に取り組んでいただきます。特定保健指導が受けられる医療機関等については、案内時及び共済組合のホームページでお知らせします。

もしかして、このようにお考えですか？

- お金がかかるのは嫌だ。
→ 特定保健指導は無料で利用できます。
- きつい運動や厳しい食事制限をさせられるのは嫌だ。
→ 医師や保健師と相談して、無理のない目標を設定できます。
- 全く自覚症状も無いし、自分のことは自分で良く分かっているから問題無い。
→ 数値に異常がある状態でも自覚症状は少ないことが生活習慣病の怖さです。放置すれば、糖尿病、脳梗塞、心筋梗塞などで、突然死や、急激に重篤な症状に陥る危険性が高まります。今のうちに生活習慣を改善すれば、将来にわたって今までどおり日常生活を送ることができます。自分と家族の将来のために、ぜひ特定保健指導をご利用ください。



平成28年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

平成28年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況(平成29年7月26日現在)をお知らせします。

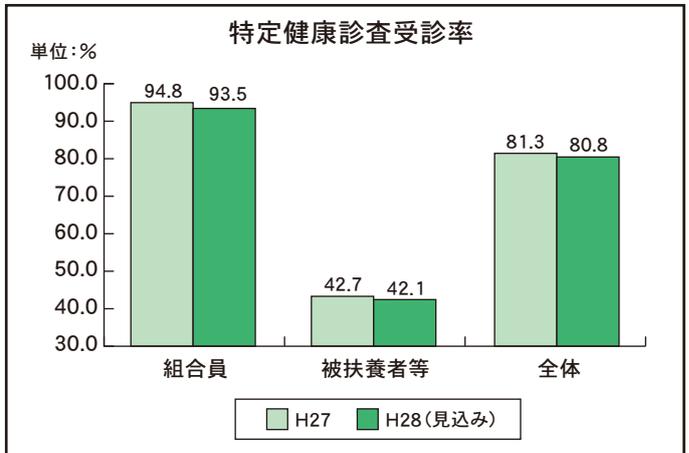
● 特定健康診査

平成28年度の受診率は、組合員の受診率が1.3%低下し、93.5%となりました。

被扶養者の受診率は0.6%低下し42.1%でした。

全体の受診率は80.8%で前年度から0.5%低下し、当組合の平成28年度目標値88.4%を達成できませんでした。

特定健康診査	対象者数	受診者数
組合員	5,459人	5,103人
被扶養者等	1,796人	756人
合計	7,255人	5,859人

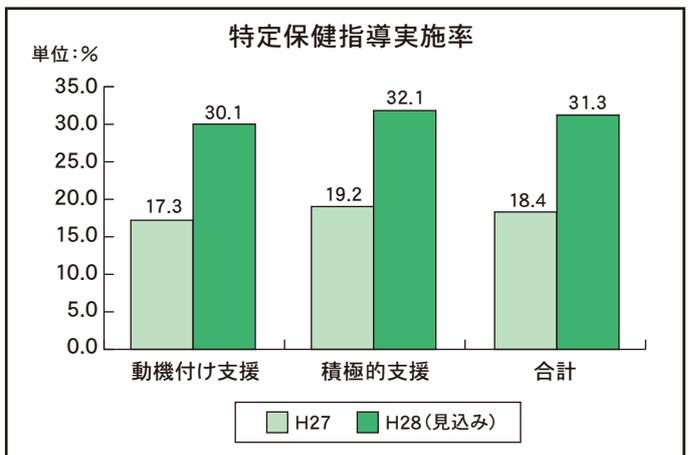


● 特定保健指導

特定健診受診者の中から選定を行い、特定保健指導を案内しました。特定保健指導利用券は平成28年11月、29年3月、4月、5月に発行しました。また、所属所を訪問して行う特定保健指導(初回面接)を実施しました。

初回面接後、6ヵ月間生活習慣改善に取り組まれた方は、その後も改善効果が期待できます。特定保健指導はぜひ最後までご利用ください。

特定保健指導	対象者数	実施者数
動機付け支援	449人	135人
積極的支援	641人	206人
合計	1,090人	341人



インフルエンザ予防接種助成のご案内

平成29年10月から12月までに
インフルエンザ予防接種を受けられた方に対し費用の一部を助成します。

- 助成対象者** 組合員及び被扶養者
ただし、予防接種時に65歳以上の方及び他に助成を受けることができる方は対象外です。
- 助成対象期間** 平成29年10月1日～平成29年12月31日に受けた予防接種に助成します。
- 助成額** 1,000円を限度に1人につき1年度に1回助成します。
予防接種費用が1,000円未満の場合は実費額を助成します。
- 必要書類** 医療機関発行の領収書(コピーやレシートは不可)
医療機関に対し、次のことが明記されている領収書の発行を求めています。
・インフルエンザの予防接種であること。
・予防接種を受けた方の氏名
・予防接種に要した費用(1人分、1回分の費用が確認できること。)
- 請求方法** 所属所の共済組合事務担当者にお尋ねください。
請求期限は平成30年2月末です。お早めにご請求ください。



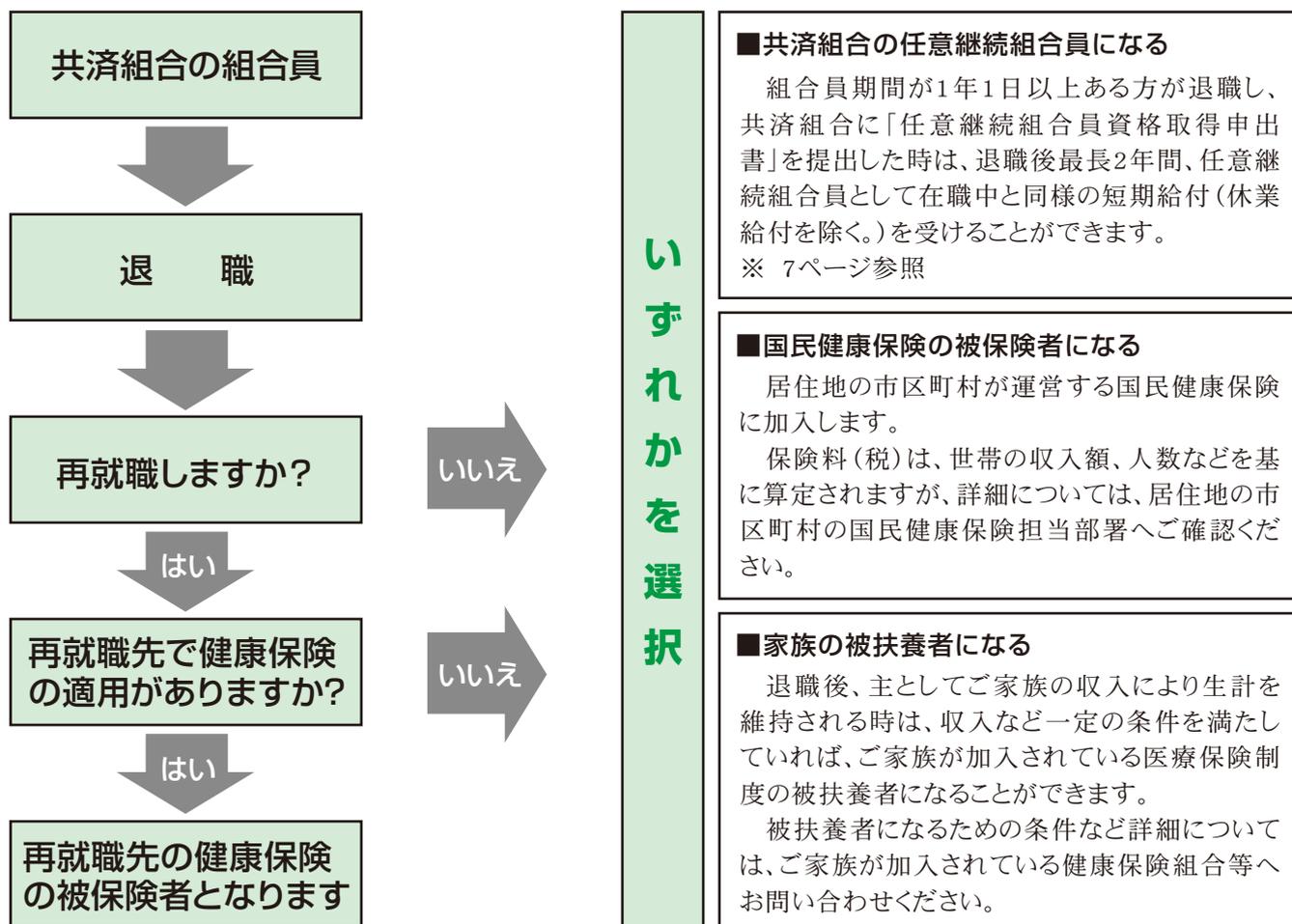
退職後の医療保険制度について

退職後もいずれかの医療保険制度に加入する必要があります

組合員のみなさんが退職すると、その翌日に組合員及び被扶養者の資格を喪失することになりますので、組合員証及び組合員被扶養者証を使用して医療機関で受診することができなくなります。

そこで、退職後の状況に応じて、新たにいずれかの医療保険制度に加入することになります。

※ 定年退職後、常勤の再任用職員として採用された場合は、引き続き共済組合の組合員及び被扶養者となります。



退職後の被扶養配偶者の年金加入について

被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者(以下「第3号被保険者」という。))のいる組合員(国民年金第2号被保険者(以下「第2号被保険者」という。))の方が定年等により退職し、再就職先で被用者年金に加入する(第2号被保険者となる)場合で、配偶者の方を被扶養者とする時は、再就職先の事業所で第3号被保険者となる手続きがとられます。

ただし、組合員の方が再就職しない場合で、60歳未満の被扶養配偶者であった方自身も就職して厚生年金などに加入しない時は、ご自身で居住地の市区町村へ国民年金第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)となる手続きを行う必要があります。

国民年金の被保険者の種別		
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方	65歳未満の厚生年金保険の被保険者(共済組合の組合員を含む)	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

共済組合の任意継続組合員制度について

共済組合の短期給付制度には、退職後に病気やケガをした場合、組合員と同様の給付（休業給付を除く。）を受けられる任意継続組合員制度があります。

ただし、共済組合の保健事業については「特定健康診査・特定保健指導」のみとなりますので、人間ドック等の助成を受けることが出来なくなります。

◆ 任意継続組合員の手続等

- 1 **加入資格** 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（1年と1日以上組合員期間が必要となります。）
- 2 **加入できる期間** 退職後2年間（中途での資格喪失もできます。）
- 3 **加入手続** 退職日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を元所属所を經由して共済組合に提出してください。
- 4 **任意継続組合員の掛金の納入期限** 「任意継続組合員資格取得申出書」受理後、任意継続組合員証と払込票を送付します。初回の納入は、退職日から起算して20日以内に、2回目以降は任意継続組合員の資格の継続を希望する月の前月の末日までに納入（前納制）することになります。
- 5 **任意継続組合員の掛金の納入方法**

毎月払込	毎月、「口座振替（20日）」または「払込票」で納入することになります。
6月分前納	6月分を、年2回に分けて「口座振替」または「払込票」で納入することになります。
12月分前納	12月分を、一括で「口座振替」または「払込票」で納入することになります。

※ 「口座振替」は、佐賀銀行のみの取扱いです。

※ 6月分前納、12月分前納の場合は、前納割引が適用されます。

◆ 任意継続組合員の掛金

掛金は、算定の基礎となる標準報酬の月額に短期の掛金率（共済組合の定款で定める率：平成29年度は101.08%）を掛けて計算します。

なお、40歳以上65歳未満の方は、掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額に介護保険の掛金率（共済組合の定款で定める率：平成29年度は13.7%）を掛けて計算した掛金も合わせて納付していただきます。

※ 平成30年度の共済組合の定款で定める率は、共済さが（平成30年3月号）でお知らせします。

掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額（以下の1、2のうちいずれか少ない額）

- 1 退職時の標準報酬の月額
- 2 前年の9月30日（1月から3月においては前々年の9月30日）における共済組合の短期給付の適用を受ける組合員（任意継続組合員を含む。）の標準報酬の月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして求めた標準報酬の月額（平成29年度は380,000円）

参考：平成29年度任意継続組合員の掛金の上限額

$380,000円 \times 101.08\% = 38,410円$ … 短期掛金額（1ヵ月分）

$380,000円 \times 13.7\% = 5,206円$ … 介護掛金額（ " ）

遺族に支給される年金

被保険者(組合員)が在職中または退職後に死亡したときには、その遺族に共済組合から「遺族厚生年金」が支給されます。

また、子がいる場合で一定の要件を満たしているときは、日本年金機構から国民年金の「遺族基礎年金」も併せて支給されます。

1. 遺族厚生年金

支給要件

被保険者または被保険者であった者が、次のいずれかに該当したときに支給されます。

- ① 在職中に死亡したとき
- ② 退職後に、被保険者であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 障害等級が1級もしくは2級の障害厚生(共済)年金または従前の障害年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生(退職共済)年金の受給権者またはその受給資格を満たした者が死亡したとき

- ※ ①または②に該当する場合、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている必要があります。
- ・ 死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付期間と保険料免除期間を合わせた期間が2/3以上あること
 - ・ 死亡日のある月の直近1年間に保険料の滞納がないこと
- ※ ④については、受給資格期間10年短縮による老齢年金の受給権者が死亡した場合でも、遺族年金は支給されません。

遺族の範囲

被保険者または被保険者であった者の死亡当時、その者によって生計を維持していた者^{※1}で、次の①から④の順で、最も先順位の遺族に支給されます。(次順位の遺族は受給権者とはなりません。)

- ① 配偶者と子(夫は55歳以上^{※2}、子は18歳になった年度末までの未婚の子、または障害等級が1級または2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子)
- ② 55歳以上の父母^{※2}
- ③ 孫(18歳になった年度末までの未婚の孫、または障害等級1級または2級の障害状態にある20歳未満の未婚の孫)
- ④ 55歳以上の祖父母^{※2}

※1 生計を維持していた者とは、被保険者または被保険者であった者と生計を共にし、かつ恒常的な収入金額が将来にわたり年額850万円(所得で655.5万円)未満と認められる者をいいます。

※2 55歳以上の夫・父母・祖父母の支給は60歳からです。(遺族基礎年金を受けられる夫は60歳前でも支給されます。)

2. 受けられる遺族年金の種類

子がいる配偶者（または子）	①遺族厚生年金	+	②遺族基礎年金 ③子の加算額
子がいない妻（死亡時に40歳以上）	①遺族厚生年金	+	④中高齢寡婦加算 ^{※1} <small>※1 65歳以降は経過的寡婦加算（S31.4.1以前生まれの者のみ）として支給されます。</small>
子がいない妻（死亡時に40歳未満）	①遺族厚生年金 ^{※2}		<small>※2 夫死亡時に30歳未満で子がいない妻は、5年間の有期給付になります。</small>
その他の遺族	①遺族厚生年金		

3. 年金額の計算方法

① 遺族厚生年金

死亡した者の老齢厚生年金（報酬比例部分）× 3 / 4

※ 次のいずれにも該当するときは、遺族厚生年金と併せて、「遺族共済年金（経過的職域加算額）」が支給されます。

- ・ 平成27年9月以前に組合員期間が1月以上ある被保険者または被保険者であった者が平成27年10月1日以後に死亡したとき
- ・ 遺族厚生年金の支給要件を満たすとき



② 遺族基礎年金

779,300円（平成29年度）

③ 子の加算額

● 子がいる配偶者に支給

1人目・2人目の子	各 224,300円（29年度）
3人目以降の子	各 74,800円（29年度）

● 子に支給

1人目・2人目の子	各 224,300円（29年度）
3人目以降の子	各 74,800円（29年度）

④ 中高齢寡婦加算

584,500円（平成29年度）

平成29年10月から年金払い退職給付に係る基準利率及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。

今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、ぜひ、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

ボーナスなどの 臨時収入は 断然お得な 共済貯金へ!

★年利**0.6%**
(半年複利)

★個人で直接の
積立も可能

共済貯金は、加入者のみなさんからお預かりした資金を安全・有利に運用し、高利回りの預金としてご愛用いただいております。ボーナス等の臨時収入につきましてもぜひご利用ください。

☆ 給料天引きだから、確実に増やせます。

☆ 積み立ての中断・復活や、積立額変更もできるから、自分のペースで積み立てができます。臨時積立は、いつでも、いくらでも積立可能です。

臨時積立内容

積立方法 添付の「払込票」を使用し、最寄の佐賀銀行で振込んでください。
振込手数料は組合員負担となる場合があります。

※ 新たに「払込票」が必要となった場合は、所属所の共済組合事務担当者がお持ちです。

積立金額 千円単位で、積立金額の上限はありません。

利息 共済組合の口座に入金されたその日から利息が発生します。

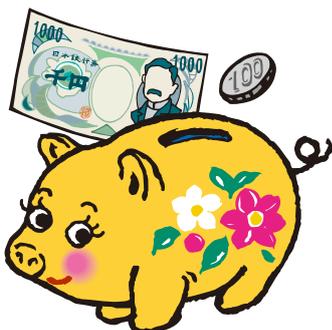
回数 臨時積立は同一月に何度でも可能です。

入金通知 臨時積立をされた場合、「貯金入金通知書」を積立月の翌月10日前後に送付します。



共済貯金に加入していない方は、所属所の共済組合事務担当者に申し出て、加入手続きをとっていただき、加入後に臨時積立ができます。

問合せ：佐賀県市町村職員共済組合
総務課 貯金係
TEL 0952-29-0334



市町村共済		貯 払 込 票				テレ 為替	
平成29年度		平成29年12月分					
金額	¥ 200000				定例積立	円	
払込先 銀行	佐賀銀行 県庁支店				内 臨時積立	200,000 円	
受取人 氏名	佐賀県市町村職員共済組合					円	
預金 種目	普通	口座 番号	100847			円	
依頼人 住所	〇〇市 100-206				(受領印)	(備考)	
依頼人 氏名	共済太郎						
上記金額を払込みました。							
株式会社 佐賀銀行							
(払込人保管)							

この「払込票」が報告書となりますので、住所の欄に組合員証番号を記入してください。

※ 共済組合は金融機関ではないため、組合員と共済組合の間にはペイオフは適用されません。そのため、資産運用にあたっては高いリスクを避け安全第一を心がけて、組合員のみなさんが安心して利用していただけるよう努めています。